

荒川下流域市区町の皆様へ



荒川上流域の森林整備・木材利用への 森林環境譲与税活用ガイド

平成31年4月1日から、新たな法律「森林経営管理法」並びに「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、森林環境譲与税が同年度から譲与されます。

森林環境譲与税の用途としては、山間部の市町村においては、森林経営管理制度による私有林人工林の森林整備や担い手の確保が求められています。一方、都市部の市区町では、森林整備を支える木材利用や普及啓発等の取組が期待されています。

荒川上流の森林は、水源の涵養や土砂災害の防止、大気の浄化など、多くの公益的機能を有しているばかりでなく、流域全体に亘って豊かな水の恩恵と心に響く景観形成に貢献しているものと認識しています。

秩父地域の1市4町では、秩父地域森林林業活性化協議会を組織し、一体となって荒川上流の森林整備を進めております。このたび、荒川下流域の皆様に対し、森林環境譲与税の用途決定の参考として本パンフレットを作成させていただきました。

荒川下流にとっても重要な、荒川上流の森林の公益的機能等の更なる高度発揮に向けまして、森林環境譲与税の多くを荒川上流域の森林整備・木材利用等にご活用いただき、流域全体で森林を守り育てていけますよう、心よりお願い申し上げます。

1 荒川上流産(秩父産)木材の利用推進

○公共施設での木材利用(木材利用)

公共施設の木造、木質化工事や土木工事資材、木製品の購入に際し、工事請負契約書(備品購入契約書等)に付属する特記仕様書・図面に、「秩父産木材」と木材産地を指定してください。

表示例 秩父産木材(さいたま県産木材認証制度※により証明された木材)

※さいたま県産木材認証センターが運用する、県内・外の事業者が登録されたオープン制度。 <http://www.mokkyo-saitama.jp/work/work03>

○民間施設での木材利用(木材利用)

民間商業施設(不特定多数の人が出入りする準公共施設)等の木造、木質化に対する助成制度を創設してください。その際に「秩父産木材」の使用を促してください。



秩父宮記念市民会館

秩父産木材の調達に関する

お問い合わせ：秩父木材協同組合(金子製材株) TEL 0494-22-6155

2 荒川上流域(秩父地域)での林業・木工体験、木製品の購入



○林業・木工体験（普及啓発）

学校行事、市民参加行事等として秩父地域にお越しいただき、各種林業体験、木工体験をお楽しみください。宿泊と観光も組み合わせてたっぷり秩父地域をご堪能ください。

行程例 1日目 市区町→秩父地域（間伐体験・木鉢づくり体験）→秩父地域泊
2日目 宿泊地→観光（三峯神社・長瀬・ソバ打ち体験）→市区町

お問い合わせ先 （一社）秩父地域おもてなし観光公社 TEL 0494-26-6260

○秩父産木工品・木のおもちゃ購入（木材利用）

秩父地域の木材等（針葉樹、広葉樹、竹）を用いた木工品、木のおもちゃをご購入ください。

お問い合わせ先 （一財）秩父地域地場産業振興センター TEL 0494-25-0088

3 荒川上流域(秩父地域)の森林整備への直接支援



○私有林人工林の森林整備（森林整備）

秩父地域森林林業活性化協議会では、集約化推進分科会を組織し、1市4町の手入れの遅れている私有林人工林等を集約化し、1市4町が直接間伐等の森林整備を行います。その際発生する、所有者の意向調査や境界確認、間伐実施などの費用をご支援ください。返礼として「〇〇の森」などのネーミングライツやCO2 オフセット・クレジット、木のおもちゃ、木工品などを差し上げる仕組みを現在構築中です。

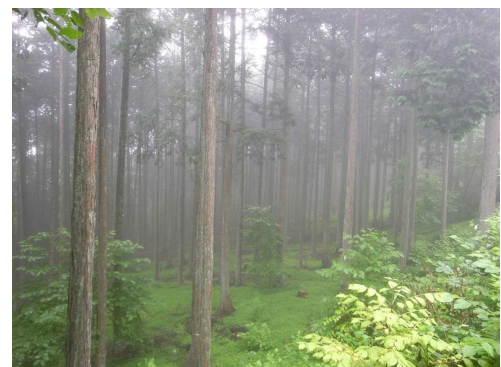
支援例 切捨て間伐10ha 支援金約300万円 → 返礼品を差し上げます

秩父地域では、1市4町からなる秩父地域森林林業活性化協議会で、森林環境譲与税を通じた荒川上下流交流を推進していきます。詳しくは市役所、各町役場にお問い合わせください。

お問い合わせ先

秩父地域森林林業活性化協議会

秩父市森づくり課 TEL 0494-22-2369
横瀬町振興課 TEL 0494-25-0114
皆野町産業観光課 TEL 0494-62-1462
長瀬町産業観光課 TEL 0494-69-1105
小鹿野町産業振興課 TEL 0494-79-1101
HP「森の活人」 <http://morinokatsujin.com>



荒川上流水源の森